

平成 28 年度からの中央審査会・実施について

1. 七段審査について

第一次審査通過者（定期、臨時中央審査会を問わず）について、第二次審査で所定の得票がなかった者は、事後 1 年間以内に、定期中央審査会において 1 回限り第一次審査を経ずに第二次審査を受審することができる。
ただし、既に申込済みの審査においては、第一次審査からの受審となる。

2. 学科、面接問題について

中央審査会（六段・錬士）の学科ならびに教士・錬士審査の面接において、矢羽に関する問題を出題する場合がある。

平成 28 年 3 月

公益財団法人 全日本弓道連盟